地方独立行政法人青森県産業技術センターの財務諸表及び 剰余金の翌事業年度充当の承認について

1 法令上の規定

(1) 法第34条第1項

設立団体の長が、法人の財務諸表を承認する。

(2) 法第 40 条第 3 項

設立団体の長が、財務諸表に記載の剰余金の全部又は一部について、中期計画 に定める剰余金の使途への翌事業年度充当を承認する。

(3) 法第34条第3項及び法第40条第5項 設立団体の長が、(1)、(2)の承認に当たり、評価委員会の意見を聴く。

(4) このほか、法人の監事が、法第13条第4項の規定に基づき、財務諸表等に記載された内容が、法人の財務状況、運営状況、キャッシュフローの状況等を適正に表しているかを監査する。

2 財務諸表の承認に当たっての確認内容

(1) 承認に当たっての考え方

・合規性の遵守 地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているかどうか。

・表示内容の適正性 … 財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準(以下「会計基準」という。)への適合等の観点から適正なものとなっているかどうか。

(2) 確認結果

合規性の遵守

確認項目	確認結果
・提出期限は遵守されたか。	・6月28日収受。(6月末日提出期限)
(法第34条第1項)	
・必要な書類は全て提出された	・法令に定める書類は全て提出された。
か。	財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利
(法第34条第1項)	益処分に関する書類、キャッシュ・フロ
(法第34条第2項)	ー計算書、行政サービス実施コスト計算
(県地独法細則第10条)	書、附属明細書)
	事業報告書
	決算報告書
	監査報告書
・監事の監査報告書に、財務諸	・監事から特段の意見はなかった。
表の承認に当たり考慮すべき	
意見はないか。(法第34条第	
2項)	

表示の適正性

代がの過止は		
確認項目	確認結果	
・記載すべき項目について、遺 漏はないか。	・財務諸表等の各書類について、会計基準に 従い記載され、表示科目、会計方針、注記 等について、遺漏がないことを確認した。	
・書類相互間における数値の整 合は取れているか。	・財務諸表等の各書類の相互間における数値 の整合を確認した。	
・行うべき事業を行っているか。	・業務実績報告書、研究実績、製品化・実用 化実績及びロードマップ等関連資料によ る事業実施の確認並びに職員への聞き取 りを実施し、適正に事業が行われたことを 確認した。	

< 県の判断 >

財務諸表については、法令及び会計基準に照らし、適正に処理されていると 判断されることから承認することが妥当と考える。

3 剰余金の翌年度充当の承認に当たっての確認内容

- (1) 承認に当たっての考え方
 - ・ 会計基準第 72 に基づき、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(以下「自己収入」という。)から生じた利益で、経営努力により生じたものであるかどうか。
 - ・ 上記以外で、翌事業年度へ充当することが、法令、規則、要領・要綱等で 定められているかどうか。
 - ・ 承認を受けようとする剰余金の使途が、中期計画に定められている合理的 な使途となっているかどうか。

(2) 産業技術センターの承認申請の内容

承認を受けようとする額 36,510,304円

(内訳) 農産物販売等収益

あおもり農商工連携支援基金運用益の当該年度事業実施後の残額

33,636,481 円 2,873,823 円

(3) 確認結果

農産物販売等収益

確認項目	確認結果
・自己収入から生じた利益であると認められるかどうか。また、承認を受けようとする額	・関係書類や職員への聞き取り等により、当 該農産物等販売収益は自己収入から発生 したものであることを確認した。
は適正か。(会計基準第72)	0/2 000 CO 0 C C E PERO 0/2.

・経営努力と認められるかどう か。(会計基準第72)	・当該収益は、法人が適正に事業を行った上で生じたものであり、経営努力の結果と認められる。
・剰余金の使途は適正か。	・産業技術センターから申請されている使途 である「生産事業者支援充実強化、職員資 質向上及び施設設備改善積立金」は、中期 計画に定める使途に適合している。

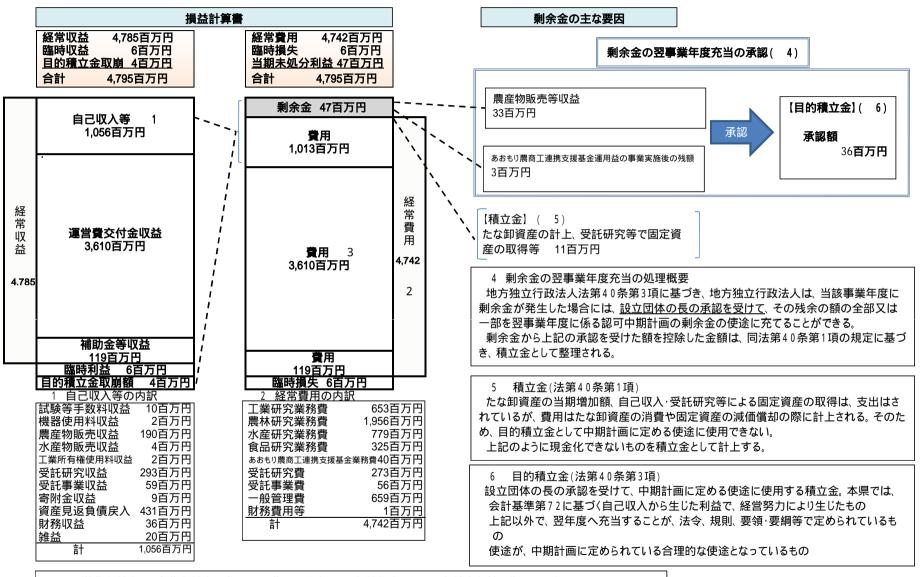
あおもり農商工連携支援基金運用益の当該年度事業実施後の残額

確認項目	確認結果
・翌事業年度への充当について、 法令、規則、要領・要綱等で 定められているかどうか。	・青森県農商工連携ファンド事業実施要領第 3条の規定により、ファンド事業の未使用 額については、助成金交付事業の原資とし て翌事業年度へ繰り越して使用すること とされている。
・承認を受けようとする額は適 正か。	・法人の根拠資料に基づいて、承認を受けよ うとする額が、ファンド事業の未使用額で あることを確認した。
・剰余金の使途は適正か。	・農商工連携ファンドは、農林漁業者と中小 企業者の連携体を助成対象としており、中 期計画に定める「生産事業者支援(=生産 や製造等の担い手)の充実強化」の使途に 適合している。

< 県の判断 >

上記の2つの剰余金については、会計基準等に照らし、適正に処理されていると判断されることから、翌事業年度への充当を承認することが妥当と考える。

平成24年度 地方独立行政法人青森県産業技術センターの剰余金の概要及び翌事業年度充当の承認案について



3 運営費交付金(研究費交付金を含む)は、費用を限度として収益化するため、交付金収益と費用は同額になる。

(参考)

地方独立行政法人法(抄) (平成 15年7月16日法律第118号)

(役員の職務及び権限)

- 第13条 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(中期計画)

- 第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)
- 5 (略)

(財務諸表等)

- 第34条 <u>地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の</u> <u>処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。</u>
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに 当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表 及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければなら

ない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号に おいて同じ。)を付けなければならない。

- <u>3</u> <u>設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評</u> 価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、 財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を 記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しな ければならない。

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、<u>損益計算において利益を生じたとき</u>は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- <u>5</u> <u>設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会</u> の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

青森県地方独立行政法人法施行細則(平成20年3月31日青森県規則第22号)

(財務諸表)

第10条 <u>法第34条第1項の規則で定める書類は、</u>地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年3月24日総務省告示第221号)に定める<u>キャッシュ・フロー計</u> 算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(剰余金の使途に係る承認の手続き)

第12条 法人は、第40条第1項に規定する残余がある場合において、その残余の額の全部又

は一部を同条第3項の規定により翌事業年度に係る認可中期計画に定める剰余金の使途に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、同項の規定による承認を受けなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対 照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなけ ればならない。

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成 16 年 3 月 24 日総務省告示第 221 号)

第56 純資産の表示項目

3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金(以下「積立金」という。) 法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める使途に充てるために、使途毎に適切な名称を付した積立金(以下「目的積立金」という。)及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、<u>設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、</u>地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
- (1) <u>運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(</u>「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。) <u>から生じた利益</u>であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

あおもり農商工連携支援基金事業実施要領

(基金事業における未使用額の取り扱い)

- 第3条 センターは、各事業年度の基金事業の実績が計画を下回る等により発生した未使用額は、助成金交付事業の原資として翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 センターは、償還期限の年度における運用益については、当該年度内における基金事業の原資として使用することができる。
- 3 基金事業終了後未使用額が発生した場合は、原則としてセンターから知事に返還するものとする。この場合、知事はセンターから返還のあった未使用額のうち機構及び県内金融機関の負担に係る基金の運用益に相当する部分を機構及び県内金融機関に返還するものとする。